

2013 年 12 月 6 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 292 号 ）

上海市人民政府、 自由貿易試験区での外商独資医療機関と 中外合作研修機構の設立で管理弁法を公布

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市人民政府弁公庁は、2013 年 11 月 13 日付で『市衛生計画生育委員会等 3 部門が制定した「中国（上海）自由貿易試験区外商独資医療機関管理暫定弁法」の転送に関する通達』（滬府弁発[2013]63 号、以下『63 号弁法』という）と『市教育委員会等 4 部門が制定した「中国（上海）自由貿易試験区中外合作経営性研修機構管理暫定弁法」の転送に関する通達』（滬府弁発[2013]64 号、以下『64 号弁法』という）を公布しました。『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』（国発[2013]38 号、以下『総体方案』という）により「中国（上海）自由貿易試験区」（以下「上海自由貿易区」という）での参入が開放された外商独資医療機関、中外合作研修機構について、その投資家要件や設立要件、設立手続等を規定しています。

【図表 1】『総体方案』による市場開放措置と関連主管部門

分野	業種	市場開放・規制緩和措置	主管部門
社会 サービス	教育研修	中外合作による経営性教育研修機構の開設	上海市教育委員会
	職業研修	中外合作による経営性職業技能研修機構の開設	上海市人的資源社会保障局
	医療	外商独資による医療機構の設立	上海市衛生計画生育委員会

（『総体方案』付属文書に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 外商独資による医療機関の設立

『総体方案』により対外開放が進んだサービス業 6 分野 18 業種の 1 つに、上海自由貿易区における外商独資による医療機関の設立があります。外商独資医療機関の設置と管理について定めた『63 号弁法』は、「医療機関の投資と管理に直接従事して 5 年以上の経験を有すること」等の投資家要件（第 7 条）や、投資総額が 2000 万元以上であること等の設立要件（第 8 条）を明記しています。

上海自由貿易区の「一括受理」窓口を利用して提出する申請書類は、上海自由貿易区の工商部門から上海自由貿易区の管理委員会、上海市衛生計画生育委員会に回覧されて審査を受けます（審査期間は 40

営業日以内)。設立が批准された場合、上海自由貿易区の窓口で『医療機関設置批准書』と『外商投資企業批准証書』、『企業営業許可証』を一括して受け取ります（第 10 条）。外商独資医療機関はその後、上海市衛生計画生育委員会で『医療機関営業許可証』受領の手続を行わなければなりません（第 11 条）。なお、外商独資医療機関は上海市衛生計画生育委員会による 1 年に 1 度の検査を受ける必要があります（第 27 条）。

【図表 2】外商独資医療機関の設立要件

投資家要件	✓ 独立して民事責任を引き受けられる法人であること ✓ 医療機関の投資と管理に直接従事して 5 年以上の経験を有すること ✓ 以下のいずれか 1 つの要件に合致していること (1) 国際的に先進的な医療機関管理経験、管理モデルおよびサービスモデルを提供できる (2) 国際的に最先端水準の医療技術および設備を提供できる (3) 所在地の医療サービス能力、医療品質、技術、資金および医療施設の面の不足を補充または改善できる
設立要件	✓ 独立した法人である ✓ 投資総額 2000 万人民币元以上 ✓ 経営期限 20 年以上
主な適用法規	『外資企業法』（主席令第 41 号）、『医療機関管理条例』（国务院令第 149 号）、『医療機関管理条例实施细则』（卫生部令第 35 号）、『医療機関基本標準』（衛医発[1994]30 号）、『上海市医療機関管理弁法』（上海市人民政府令第 52 号）、『医療公告管理弁法』（国家工商行政管理総局、卫生部令第 26 号）、『63 号弁法』など

（『63 号弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 中外合作による研修機構の設立

経営性研修機構とは、「社会に対して非公益性の文化教育類もしくは職業技能類の研修サービスを提供する**会社制企業**」（第 2 条）を指します。『64 号弁法』は、「学歴教育および就学前教育を実施してはならず、宗教、軍事、警察、政治および党学校等の特殊領域の研修プロジェクトに従事してはならない」（第 4 条）と規定。機構名称に

「**研修**」を含めなければならない、逆に「学校」「学院」「大学」等の言葉を使ってはならないとされています（第 9 条）。

上海自由貿易区における中外合作経営性研修機構の設立手続は、「開設準備」段階と「正式開業」段階に分かれます（第 8 条）。開設準備段階では、申請者は機構名称の事前認可手続を行った後、上海自由貿易区の公式サイト「投資手続直通車」にログインし、さらに「一括受理」窓口で申請書類を提出します。上海自由貿易区管理委員会は 10 営業日以内に、上海市教育委員会または上海市人的資源社会保障局の意見を聴取し、その結果を申請者に通知します（第 11 条）。

中外合作研修機構は、『営業許可証』等を受け取ってから 6 カ月以内に開設準備を済ませ、上海自由貿易区の工商部門に経営範囲変更と正式開業を申請する必要があります。この時、運営資金の払込検査報告書を提出しなければなりません（第 13 条）。なお、開設準備期間中に研修生を募集することは禁止さ

【図表 3】研修サービスの定義

文化教育類の研修	『中華人民共和国学科分類とコード国家標準』規定の学科に基づいて展開する経営性研修活動
職業技能類の研修	『中華人民共和国職業分類大典』規定の技能類職業に基づいて展開する経営性研修活動

（『64 号弁法』第 4 条）

れています（同上）。

【図表 4】 中外合作研修機構と設立要件

投資家要件	✓ 教育研修の投資と管理に従事した経験を有すること ✓ 以下のいずれか 1 つの要件に合致していること (1) 国際的に先進的な教育研修管理経験、管理モデルおよびサービスモデルを提供できる (2) 国際的に最先端水準の研修課程、教員および教学施設、設備を提供できる
設立要件	✓ 教学業務・学校運営管理に熟知した会社法定代表者を有し、会社法定代表者が会社の専門責任者となって、会社定款の規定に基づき機構の研修経営活動に責任を負い、合わせて法に基づき登記していること ✓ 研修類別、レベルと規模に対応した専任・兼任教師および管理人員を有していること ✓ 相応の学校運営資金および日常教学の正常な展開を保証する経費の出所を有し、学校運営資金が人民元 100 万元を下回らないこと ✓ 研修プロジェクトと対応する会社住所（教学場所）および教学設備を有していること ✓ 学校運営および教学の管理制度を有していること

（『64 号弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

中外合作研修機構は『上海市生涯教育促進条例』（上海市人民代表大会常務委員会公告第 32 号）等の規定に基づき、銀行で「学費・雑費専用預金口座」を開設し、口座管理制度を整備する必要があります（第 19 条）。これは、学費・雑費が教学活動に使用されることを保障するとともに、研修生と教師の利益を保護する狙いがあります（第 20 条）。

*

『63 号弁法』と『64 号弁法』の詳細については、4 ページからの日本語仮訳および 15 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性やいは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

**上海市人民政府弁公庁
滬府弁発[2013]63号
市衛生計画生育委員会等3部門が制定した
「中国（上海）自由貿易試験区外商独資医療機関管理暫定弁法」の転送に関する通達**

各区・県人民政府、市政府各委員会・弁公室・局：

市衛生計画生育委員会、市商務委員会、市工商行政管理局が制定した『中国（上海）自由貿易試験区外商独資医療機関管理暫定弁法』は、すでに市政府が同意した。ここに転送する。遵守執行されたい。

上海市人民政府弁公庁

2013年11月13日

中国（上海）自由貿易試験区外商独資医療機関管理暫定弁法

第1章 総則

- 第1条** 国務院が印刷・配布した『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』をさらに具体化するため、『中華人民共和国外資企業法』、『中国（上海）自由貿易試験区において関連法律が規定する行政審査・批准の一時的な調整を国務院に授権することに関する決定』および『医療機関管理条例』、『上海市医療機関管理弁法』、『中国（上海）自由貿易試験区管理弁法』等の関連法律、法規、規則に基づき、本暫定弁法を制定する。
- 第2条** 本暫定弁法がいう外商独資医療機関とは、外国の医療機関をその実際の支配者とする医療機関、会社、企業およびその他の経済組織（以下「外国投資家」という）が、中国政府の主管部門の批准を経て、中国（上海）自由貿易試験区（以下「自由貿易試験区」という）に独資の形式で設置する営利性医療機関を指す。
- 第3条** 自由貿易試験区内の外商独資医療機関の設置および管理は、本暫定弁法を適用する。
- 第4条** 外商独資医療機関は、関連法律、法規および規則を遵守しなければならない。外商独資医療機関の正当な経営活動および合法的な権益は、中国の法律の保証を受ける。
- 第5条** 自由貿易試験区管理委員会、上海市衛生計画生育部門、上海市工商部門は、各自の職責の範囲において、自由貿易試験区内の外商独資医療機関の管理業務に責任を負う。

自由貿易試験区の工商部門は、外商独資医療機関の登記機関となる。

第2章 設置条件

第6条 外商独資医療機関の設置と発展は、上海市の区域衛生計画および医療機関設置計画における社会による医療運営促進に関連する主旨および要求に合致し、合わせて国家衛生計画生育部門が制定した『医療機関基本標準』を執行しなければならない。

第7条 外商独資医療機関の設置を申請する外国投資家は、独立して民事責任を引き受けることができる法人で、医療機関の投資と管理に直接従事して5年以上の経験を有し、合わせて以下のいずれかの要求に合致していなければならない。

- (1) 国際的に先進的な医療機関管理経験、管理モデルおよびサービスモデルを提供できること、
- (2) 国際的に最先端水準の医療技術および設備を提供できること、
- (3) 所在地の医療サービス能力、医療品質、技術、資金および医療施設の面の不足を補充または改善できること。

第8条 設置する外商独資医療機関は、以下の条件に合致していなければならない。

- (1) 独立した法人、
- (2) 最低投資総額が2000万人民币元、
- (3) 経営期限が20年。

第3章 設置の審査・批准と登記

第9条 外商独資医療機関の設置は、「一括受理」業務メカニズムに基づき、自由貿易試験区の工商部門に以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 機関設置の申請資料、
- (2) プロジェクト建議書、フィージビリティスタディ報告、
- (3) 外国投資家の登録登記証明（コピー）、法定代表者の身分証明（コピー）および銀行の信用証明、
- (4) プロジェクト立地選定報告、土地使用賃貸証明、建築平面図、
- (5) 外国投資家が医療機関の投資と管理に直接従事して5年以上の経験を有する証明資料、
- (6) 外商独資医療機関の定款、

- (7) 外商独資医療機関の理事会メンバーの名簿、
- (8) 機関名称の事前認可通知書、
- (9) 企業設立登記申請資料、
- (10) 法律、法規が規定するその他の資料。

第10条 申請資料がすべて揃っている場合、自由貿易試験区の工商部門は申請者に関連受取証憑を発行しなければならない。受理証憑を発行した日から 40 営業日以内に、市衛生計画生育部門、自由貿易試験区管理委員会、自由貿易試験区工商部門が批准もしくは批准しない書面文書を発行する。批准した場合、自由貿易試験区の工商部門は申請者に「医療機関設置批准書」、「外商投資企業批准証書」、「企業営業許可証」等の関連文書を統一して送付する。

第11条 設置批准を得た外商独資医療機関は、『医療機関管理条例』およびその実施細則における医療機関営業登記に関する手順および要求に基づき、市衛生計画生育部門に営業登記を申請し、『医療機関営業許可証』を受領しなければならない。

第12条 外商独資医療機関の名称設置は、『医療機関管理条例実施細則』、『企業名称登記管理規定』、『企業名称登記管理規定実施弁法』およびその他の関連規定に合致していなければならない。

第 4 章 変更、延期および終了

第13条 すでに設置した外商独資医療機関は、規定の期限内に営業登記手続を完成させなければならない。期限を超えて完成できない場合、元の審査・批准機関の認可を経た後、当該プロジェクトを取り消す。

第14条 すでに設置した外商独資医療機関が機関住所、ベッド数規模、診療科目、経営期限、投資総額、投資家等を変更する場合、元の審査・批准機関に申請を提出しなければならない。

第15条 すでに設置した外商独資医療機関が運営を終了する場合、運営終了の 90 日前に、元の審査・批准機関に申請を提出しなければならない。

第16条 外商独資医療機関の経営期限が満了して延長する必要がある場合、期限満了の 180 日前に、元の審査・批准機関に申請を提出しなければならない。

第 5 章 営業

第17条 外商独資医療機関は、独立法人の実体として、自ら利益・損失を負い、独立して採算し、独立

して民事責任を引き受ける。

第18条 外商独資医療機関は、『医療機関管理条例』および『医療機関管理条例実施細則』等における医療機関営業関連の規定を執行しなければならない。

第19条 外商独資医療機関は、医療技術参入規範および臨床診療技術規範を執行し、新技術、新設備および大型医療用設備の臨床応用の関連規定を遵守しなければならない。

第20条 外商独資医療機関に医療事故が発生した場合、関連法律、法規に基づき処理する。

第21条 外商独資医療機関が医務人員を招聘する場合、関連法律、法規および関連規定に基づき手続を行う。

第22条 外商独資医療機関は、無菌消毒、隔離制度を厳格に執行し、科学的に有効な措置を採用し、汚水および廃棄物を処理し、院内感染を予防および減少させ、放射線診療展開の規定を厳格に遵守しなければならない。

第23条 重大な災害、事故、疾病の流行もしくはその他の突発的状況が発生したとき、外商独資医療機関およびその衛生技術人員は衛生計画生育部門の手配に従わなければならない。

第24条 外商独資医療機関が当該機関の医療公告を発布する場合、『中華人民共和国広告法』、『医療広告管理弁法』等の関連法律、法規の規定に基づき行わなければならない。

第25条 外商独資医療機関の医療費用徴収価格は、国家の関連規定に基づき執行する。

第26条 外商独資医療機関の税收は、国家および自由貿易試験区の関連規定に基づき執行する。

第6章 監督

第27条 自由貿易試験区所在区の衛生計画生育部門は、自由貿易試験区内の外商独資医療機関の日常監督管理業務に責任を負う。

市衛生計画生育部門は、自由貿易試験区内の外商独資医療機関の監督管理および医療機関の検証業務に責任を負い、外商独資医療機関に対して毎年1回検証を行う。

第28条 外商独資医療機関は、国家の外商投資企業に対する関連規定に基づき、国家の関連部門の監督

を受けなければならない。

第29条 外商独資医療機関が関連法律、法規および規則に違反した場合、関連主管部門が法に基づき調査・処分する。本暫定弁法に違反した外商独資医療機関に対し、自由貿易試験区管理委員会、上海市および自由貿易試験区所在区の衛生計画生育部門、工商部門は関連法律、法規および規則に基づき処罰を科す。

第30条 自由貿易試験区管理委員会、上海市および自由貿易試験区所在区の衛生計画生育部門、工商部門が本暫定弁法の規定に違反し、みだりに外商独資医療機関の設置および変更を批准した場合、法に基づき関連責任者の責任を追及する。

外国投資家が自由貿易試験区管理委員会、上海市および自由貿易試験区所在区の衛生計画生育部門、工商部門の批准を経ずに、外商独資医療機関を設立し、合わせて医療活動を展開もしくは契約方式による診療プロジェクトを経営した場合、違法医療行為とみなし、『医療機関管理条例』および『医療機関管理条例実施細則』ならびに関連規定に基づき処罰を行う。

第7章 附則

第31条 香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の投資家が自由貿易試験区で投資し独資医療機関を開設する場合、本暫定弁法を参照して執行する。

第32条 市の元の規定が本暫定弁法と合致しない場合、本暫定弁法を基準とする。

第33条 本暫定弁法は、印刷・配布の日より実施する。

上海市衛生計画生育委員会

上海市商務委員会

上海市工商行政管理局

2013年10月24日

（日本語仮訳）

上海市人民政府弁公庁

滬府弁発[2013]64号

市教育委員会等4部門が制定した「中国（上海）自由貿易試験区
中外合作経営性研修機構管理暫定弁法」の転送に関する通達

各区・県人民政府、市政府各委員会・弁公室・局：

市教育委員会、市商務委員会、市人的資源社会保障局、市工商行政管理局が制定した『中国（上海）自由貿易試験区中外合作経営性研修機構管理暫定弁法』は、すでに市政府が同意した。ここに転送する。真剣に遵守執行されたい。

上海市人民政府弁公庁

2013年11月13日

中国（上海）自由貿易試験区中外合作経営性研修機構管理暫定弁法

第1章 総則

第1条 『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』における「中外合作経営性研修機構の設立を許可する」に関する規定を具体化し、研修サービス業の対外開放をさらに拡大し、研修サービス業の対外交流と合作を強化するため、『中華人民共和国中外合作経営企業法』、『中華人民共和国会社法』、『中華人民共和国中外合作学校運営条例』、『上海市生涯教育促進条例』および『中国（上海）自由貿易試験区管理弁法』等の関連法律、法規、規則に基づき、本暫定弁法を制定する。

第2条 本暫定弁法がいう中外合作経営性研修機構（以下「合作研修機構」という）とは、条件に合致する外国企業もしくはその他の経済組織と中国企業もしくはその他の経済組織が合作して開設し、社会に対して非公益性の文化教育類もしくは職業技能類の研修サービスを提供する会社制企業を指す。

第3条 中国（上海）自由貿易試験区（以下「自由貿易試験区」という）における合作研修機構の設置および管理は、本暫定弁法を適用する。

第4条 本暫定弁法がいう文化教育類の研修とは、『中華人民共和国学科分類とコード国家標準』が規定する学科に基づいて展開する関連経営性研修活動を指す。本暫定弁法がいう職業技能類の研修とは、『中華人民共和国職業分類大典』が規定する技能類の職業に基づいて展開する関連経営性研修活動を指す。法律、行政法規、国务院の決定に別途規定がある場合、その規定に従う。

合作研修機構は、学歴教育および就学前教育を実施してはならず、宗教、軍事、警察、政治および党学校等の特殊領域の研修プロジェクトに従事してはならない。

第5条 市教育行政管理部門、市人的資源社会保障部門、市工商行政管理部門自由貿易試験区分局（以下「自由貿易試験区工商分局」という）および中国（上海）自由貿易試験区管理委員会（以下「自由貿易試験区管理委員会」という）は、各自の職能に基づき関連責任の職責を行使する。

教育行政管理部門および人的資源社会保障部門はそれぞれ、文化教育類、職業技能類の合作研修機構の行政主管部門であり、主に以下の職責を履行する。

- (1) 合作研修機構が申請する経営性研修プロジェクトの基本条件および参入要求を審査し、研修プロジェクトおよび研修活動の監督管理および特別検査に責任を負うこと、
- (2) 合作研修機構の学校運営経費の流用および悪意による学校運営の終了の行為に対して調査・処分を行うこと、
- (3) 自由貿易試験区工商分局と協同で登記を経ず、無断で従事している経営性研修活動に対して調査・処分を行うこと、

自由貿易試験区工商分局は、合作研修機構の登記機関であり、主に以下の職責を履行する。

- (1) 合作研修機構の企業登録登記手続を行い、合わせて企業の登記事項に対して監督管理を行うこと、
- (2) 研修生募集の広告宣伝に対して監督管理を行うこと、
- (3) 教育行政管理部門もしくは人的資源社会保障部門とともに登記を経ず、無断で従事している経営性研修活動に対して調査・処分を行うこと、

自由貿易試験区管理委員会は、合作研修機構の契約、定款の審査批准機関であり、合作研修機構の設立および変更事項の審査・批准に責任を負い、合わせて審査・批准機関の職責を履行する。

公安等その他の関連職能部門は、各自の職責に基づき関連管理職能を行使する。

第2章 設立

第6条 合作研修機構の中外合作側は、教育研修の投資と管理に従事した経験を有し、かつ以下のいずれかの条件に合致していなければならない。

- (1) 国際的に先進的な教育研修管理経験、管理モデルおよびサービスモデルを提供できること、
- (2) 国際的に最先端水準の研修課程、教員および教学施設、設備を提供できること。

第7条 合作研修機構の設立は、『中華人民共和国中外合作経営企業法』、『中華人民共和国会社法』等の関連規定に合致していなければならないほか、以下の要求にも合致していなければならない。

- (1) 教学業務および学校運営管理に熟知した会社法定代表者を有し、会社法定代表者が会社の専門責任者となって、会社定款の規定に基づき、合作研修機構の研修経営活動に責任を負わなければならない、合わせて法に基づき登記していること、
- (2) 研修類別、レベルと規模に対応した専任・兼任教師および管理人員を有していること、
- (3) 相応の学校運営資金および日常教学の正常な展開を保証する経費の出所を有し、学校運営資金が人民元 100 万元を下回らないこと、
- (4) 研修プロジェクトと対応する会社住所（即ち教学場所、以下同）および教学設備を有していること、
- (5) 学校運営および教学の管理制度を有していること。

第8条 合作研修機構の設立は、開設準備および正式開業の 2 つのステップに分ける。その他の企業が変更して合作研修機構となる、および合作研修機構が分公司を設立する場合、開設準備は必要としない。

第9条 合作研修機構の名称は、『企業名称登記管理規定』および関連法律・法規の規定に合致していなければならない、業界表記において「研修」の文字を含んでいなければならない、「学校」、「学院」、「大学」等の文字が出現してはならない。

第10条 合作研修機構の設立を申請する場合、自由貿易試験区工商分局に名称事前認可を申請して手続を行った後、自由貿易試験区ウェブサイトの「投資手続直通車」にログインし、教育行政管理部門もしくは人的資源社会保障部門の要求に基づき関連申請資料を準備し、合わせて自由貿易試験区工商分局の「一括受理」窓口で資料を手渡し、設立申請を提出しなければならない。自由貿易試験区工商分局は、直ちに資料を自由貿易試験区管理委員会に転送する。

第11条 自由貿易試験区管理委員会は、上述の資料を受け取った日から 10 営業日以内に教育行政管理部門もしくは人的資源社会保障部門の意見を聴取し、合わせて聴取結果を投資家に通知し、同時に自由貿易試験区のウェブサイトに聴取結果を公示する。

第12条 申請者は、開設準備に同意する意見に基づき、自由貿易試験区の外資企業設立「一括受理」フ

ローに基づいて関連手続きを行い、資料がすべて揃い、正確である場合、10 営業日以内に「一括受理」窓口で関連証書を受領する。

第13条 合作研修機構は、批准証書、企業営業許可証等の関連証書を取得した後、確定された経営範囲に基づき、研修プロジェクトの開設準備活動を展開し、開設準備期間は研修生を募集してはならない。

合作研修機構が開設準備の批准を経た場合、開設準備批准の日から 6 カ月以内に、自由貿易試験区工商分局に経営範囲の変更ならびに正式開業の申請を提出し、合わせて相応の学校運営資金の出資金払込審査報告等の関連資料を提出しなければならない。

第14条 合作研修機構が自由貿易試験区内に分公司を設立する場合、本暫定弁法第 7 条の規定を参照し、法に基づき自由貿易試験区工商分局に申請を提出しなければならない。自由貿易試験区工商分局は、自由貿易試験区管理委員会による教育行政管理部門もしくは人的資源社会保障部門の意見聴取を獲得した後、登記を認めるか否かの決定を下す。

第 3 章 変更と終了

第15条 合作研修機構が住所、法定代表者、中外合作側、登録資本、経営範囲（正式開業の申請または研修プロジェクトの新規増／変更を含む）の変更を申請する場合、自由貿易試験区管理委員会は教育行政管理部門もしくは人的資源社会保障部門の意見を聴取した後、批准するか否かの決定を下さなければならない。自由貿易試験区工商分局は法に基づき変更登記を認めるか否かの決定を下す。

第16条 合作研修機構の分公司が営業場所、責任者、経営範囲（研修プロジェクトの新規増／変更）を変更する場合、自由貿易試験区工商分局に申請を提出しなければならない。自由貿易試験区管理委員会の聴取を経た市教育行政管理部門もしくは人的資源社会保障部門の意見を獲得した後、変更登記を認めるか否かの決定を下す。

第17条 合作研修機構に以下のいずれかの状況がある場合、法に基づき学校運営終了手続きを行わなければならない。

- (1) 会社の契約、定款の規定に基づき終了を要求する場合、
- (2) 董事会もしくは連合管理委員会の決議が終了を要求した場合、
- (3) 債務超過により継続して学校運営できなくなった場合、
- (4) 会社が法に基づく破産を宣告された、または法に基づき解散する、または法に基づき営業

- 許可証が没収され閉鎖または取消を命令された場合、
(5) 法律、法規が規定するその他の状況。

第18条 合作研修機構が学校運営を終了する場合、自由貿易試験区工商分局に変更もしくは抹消登記申請を提出しなければならない。

自由貿易試験区工商分局が抹消登記手続を行うとき、自由貿易試験区管理委員会の聴取を経た教育行政部門もしくは市人的資源社会保障部門の意見を獲得し、合わせて自由貿易試験区管理委員会が発行する批准証書回収廃棄の回答書を受け取らなければならない。このうち、合作の期限到来前終了により抹消を申請する場合、自由貿易試験区管理委員会の批准文書も受け取らなければならない。

第4章 管理

第19条 合作研修機構は、『上海市生涯教育促進条例』および関連規定に基づき、学費・雑費専用預金口座を開設し、学費・雑費専用預金口座管理制度を構築しなければならない。

合作研修機構への変更を申請する会社は、変更を申請するとき、当該単位の学費・雑費専用預金口座を開設しなければならない。

第20条 合作研修機構による学費・雑費の受取は、市地方税務局が監督制作する当該単位の費用徴収領収書を発行しなければならない。学費・雑費は遅滞なく、全額を当該単位の学費・雑費専用預金口座に預け入れ、学費・雑費が主に教育教学活動に用いられることを保障し、被教育者および教師の合法的な権益を保護しなければならない。

第21条 合作研修機構は、社会に対して研修生募集活動を展開するとき、研修対象もしくはその法定監護人と規範化された『研修サービス契約（もしくは協議）』（以下『研修契約』という）を締結し、双方の権利および義務を明確化しなければならない。

第22条 合作研修機構は、自由貿易試験区工商分局が認可登記する住所（即ち教学場所）において研修活動を展開しなければならない。

合作研修機構の住所は、その研修規模およびプロジェクト要求と一致し、教学場所の安全および消防安全の関連規定に合致していなければならない。

第23条 合作研修機構は、法に基づき専任教師および専任管理人員と『労働雇用契約』を締結し、教職

員の合法的な権益を保障しなければならない。

合作研修機構が外国籍の教師もしくは外国籍の管理人員を招聘する場合、国家および当市の関連規定に基づき手続を行わなければならない。

第24条 合作機構は、国家および当市の関連規定に基づき、研修証書もしくは修了証書を発給しなければならない。

第25条 市教育行政管理、市人的資源社会保障、市商務および市工商行政管理等の関連職能部門は、合作研修機構に対する連合監督管理および意思疎通・協調メカニズムを構築しなければならない。

第26条 自由貿易試験区内で関連法律、法規、規則および本暫定弁法に違反して経営性研修活動に従事した場合、法に基づき調査・処分を行う。

第 5 章 附則

第27条 香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の企業もしくはその他の経済組織と内地企業もしくはその他の経済組織が自由貿易試験区において合作研修機構を設立する場合、本暫定弁法を参照して執行する。

第28条 本暫定弁法は、印刷・配布の日より実施する。

上海市教育委員会

上海市商務委員会

上海市人的資源社会保障局

上海市工商行政管理局

2013 年 10 月 30 日

（中国語原文）

**上海市人民政府办公厅
沪府办发〔2013〕63号
关于转发市卫生计生委等三部门制订的
《中国（上海）自由贸易试验区外商独资医疗机构管理暂行办法》的通知**

各区、县人民政府，市政府各委、办、局：

市卫生计生委、市商务委、市工商局制订的《中国（上海）自由贸易试验区外商独资医疗机构管理暂行办法》已经市政府同意，现转发给你们，请认真按照执行。

上海市人民政府办公厅

2013年11月13日

中国（上海）自由贸易试验区外商独资医疗机构管理暂行办法

第一章 总则

第一条 为进一步落实国务院印发的《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》，根据《中华人民共和国外资企业法》、《全国人大常委会关于授权国务院在中国（上海）自由贸易试验区暂时调整有关法律规定的行政审批的决定》和《医疗机构管理条例》、《上海市医疗机构管理办法》、《中国（上海）自由贸易试验区管理办法》等有关法律、法规、规章，制定本暂行办法。

第二条 本暂行办法所称外商独资医疗机构，是指外国医疗机构为其实际控制人的医疗机构、公司、企业和其他经济组织（以下统称“外国投资者”），经中国政府主管部门批准，在中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“自贸试验区”）以独资形式设置的营利性医疗机构。

第三条 自贸试验区内外商独资医疗机构的设置和管理，适用本暂行办法。

第四条 外商独资医疗机构必须遵守有关法律、法规和规章。外商独资医疗机构的正当经营活动及合法权益，受中国法律保证。

第五条 自贸试验区管委会、上海市卫生计生部门、上海市工商部门在各自职责范围内，负责自贸试验区内外商独资医疗机构管理工作。

自贸试验区工商部门为外商独资医疗机构的登记机关。

第二章 设置条件

第六条 外商独资医疗机构的设置与发展，必须符合上海市区域卫生规划和医疗机构设置规划中有关促进社会办医的精神和要求，并执行国家卫生计生部门制定的《医疗机构基本标准》。

第七条 申请设置外商独资医疗机构的外国投资者应当是能够独立承担民事责任的法人，具有直接从事医疗机构投资与管理 5 年以上的经验，并符合下列要求之一：

- (一) 能够提供国际先进的医疗机构管理经验、管理模式和服务模式；
- (二) 能够提供具有国际领先水平的医学技术和设备；
- (三) 可以补充或改善所在地在医疗服务能力、医疗质量、技术、资金和医疗设施方面的不足。

第八条 设置的外商独资医疗机构应当符合以下条件：

- (一) 独立的法人；
- (二) 最低投资总额 2000 万元人民币；
- (三) 经营期限 20 年。

第三章 设置审批与登记

第九条 设置外商独资医疗机构，应当按照“一口受理”工作机制，向自贸试验区工商部门提交以下材料：

- (一) 机构设置申请材料；
- (二) 项目建议书、可行性研究报告；
- (三) 外国投资者的注册登记证明（复印件）、法定代表人身份证明（复印件）和银行资信证明；
- (四) 项目选址报告、土地使用租赁证明、建筑平面图；
- (五) 外国投资者具有直接从事医疗机构投资与管理 5 年以上经验的证明材料；
- (六) 外商独资医疗机构的章程；
- (七) 外商独资医疗机构董事会成员名单；
- (八) 机构名称预先核准通知书；
- (九) 企业设立登记申请材料；
- (十) 法律、法规规定的其他材料。

第十条 申请材料齐全的，自贸试验区工商部门应当向申请人出具相关收件凭证，并自出具受理凭证之日起 40 个工作日内，由市卫生计生部门、自贸试验区管委会、自贸试验区工商部门出具批准或者不批准的书面文件。予以批准的，自贸试验区工商部门统一向申请人送达《医疗机构设置批准书》、《外商投资企业批准证书》、《企业营业执照》等有关文书。

第十一条 获准设置的外商独资医疗机构，应当按照《医疗机构管理条例》及其实施细则中关于医疗机构执业登记的程序和要求，向市卫生计生部门申请执业登记，领取《医疗机构执业许可证》。

第十二条 外商独资医疗机构的名称设置，应当符合《医疗机构管理条例实施细则》、《企业名称登记管理规定》、《企业名称登记管理规定实施办法》及其他相关规定。

第四章 变更、延期和终止

第十三条 已设置的外商独资医疗机构，应当在规定的期限内，完成执业登记手续的办理；逾期未能完成的，经原审批机关核准后，撤销该项目。

第十四条 已设置的外商独资医疗机构变更机构地址、床位规模、诊疗科目、经营期限、投资总额、投资人等，应当向原审批机关提出申请。

第十五条 已设置的外商独资医疗机构终止运营，应当在终止运营 90 日前，向原审批机关提出申请。

第十六条 外商独资医疗机构经营期限届满需要延长的，应当在期满 180 日前，向原审批机关提出申请。

第五章 执业

第十七条 外商独资医疗机构作为独立法人实体，自负盈亏，独立核算，独立承担民事责任。

第十八条 外商独资医疗机构应当执行《医疗机构管理条例》和《医疗机构管理条例实施细则》等有关医疗机构执业的规定。

第十九条 外商独资医疗机构必须执行医疗技术准入规范和临床诊疗技术规范，遵守新技术、新设备及大型医用设备临床应用的有关规定。

第二十条 外商独资医疗机构发生医疗事故，依照有关法律、法规处理。

第二十一条 外商独资医疗机构聘请医务人员，按照有关法律、法规和相关规定办理。

第二十二条 外商独资医疗机构应当严格执行无菌消毒、隔离制度，采取科学有效的措施，处理污水和废弃物，预防和减少医院感染，严格遵守开展放射诊疗的规定。

第二十三条 发生重大灾害、事故、疾病流行或者其他意外情况时，外商独资医疗机构及其卫生技术人员应当服从卫生计生部门的调遣。

第二十四条 外商独资医疗机构发布本机构医疗广告，按照《中华人民共和国广告法》、《医疗广告管理办法》等有关法律、法规的规定办理。

第二十五条 外商独资医疗机构的医疗收费价格，按照国家有关规定执行。

第二十六条 外商独资医疗机构的税收，按照国家和自贸试验区的有关规定执行。

第六章 监督

第二十七条 自贸试验区所在区卫生计生部门负责自贸试验区内外商独资医疗机构的日常监督管理工作。

市卫生计生部门负责自贸试验区内外商独资医疗机构的监督管理及医疗机构校验工作，对外商独资医疗机构每年校验一次。

第二十八条 外商独资医疗机构应当按照国家对外商投资企业的有关规定，接受国家有关部门的监督。

第二十九条 外商独资医疗机构违反有关法律、法规和规章，由有关主管部门依法查处。对违反本暂行办法的外商独资医疗机构，由自贸试验区管委会、上海市及自贸试验区所在区卫生计生部门、工商部门依据相关法律、法规和规章予以处罚。

第三十条 自贸试验区管委会、上海市及自贸试验区所在区卫生计生部门、工商部门违反本暂行办法规定，擅自批准外商独资医疗机构的设置和变更的，依法追究有关负责人的责任。

外国投资者未经自贸试验区管委会、上海市及自贸试验区所在区卫生计生行政部门、工商部门批准，成立外商独资医疗机构并开展医疗活动或以合同方式经营诊疗项目的，视同非法行医，按照《医疗机构管理条例》和《医疗机构管理条例实施细则》及有关规定进行处罚。

第七章 附则

第三十一条 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区的投资者在自贸试验区投资举办独资医疗机构的，参照本暂行办法执行。

第三十二条 本市原有规定与本暂行办法不符的，以本暂行办法为准。

第三十三条 本暂行办法自印发之日起实施。

上海市卫生和计划生育委员会

上海市商务委员会

上海市工商行政管理局

2013年10月24日

(中国語原文)

**上海市人民政府办公厅
沪府办发〔2013〕64号
关于转发市教委等四部门制订的
《中国（上海）自由贸易试验区中外合作经营性培训机构管理暂行办法》的通知**

各区、县人民政府，市政府各委、办、局：

市教委、市商务委、市人力资源社会保障局、市工商局制订的《中国（上海）自由贸易试验区中外合作经营性培训机构管理暂行办法》已经市政府同意，现转发给你们，请认真按照执行。

上海市人民政府办公厅

2013年11月13日

中国（上海）自由贸易试验区中外合作经营性培训机构管理暂行办法

第一章 总则

第一条 为落实《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》中关于“允许设立中外合作经营性培训机构”的规定，进一步扩大培训服务业对外开放，加强培训服务业对外交流与合作，根据《中华人民共和国中外合作经营企业法》、《中华人民共和国公司法》、《中华人民共和国中外合作办学条例》、《上海市终身教育促进条例》和《中国（上海）自由贸易试验区管理办法》等法律、法规、规章，制定本暂行办法。

第二条 本暂行办法所称的中外合作经营性培训机构（以下简称“合作培训机构”），是指由符合条件的外国企业或者其他经济组织与中国企业或者其他经济组织合作举办，面向社会提供非公益性文化教育类或职业技能类培训服务的公司制企业。

第三条 中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“自贸试验区”）内合作培训机构的设立和管理，适用本暂行办法。

第四条 本暂行办法所称的文化教育类培训，是指根据《中华人民共和国学科分类与代码国家标准》中规定的学科所开展的相关经营性培训活动。本暂行办法所称的职业技能类培训，是指根据《中华人民共和国职业分类大典》规定的技能类职业所开展的相关经营性培训活动。法律、行政法规、国务院决定另有规定的，从其规定。

合作培训机构不得实施学历教育和学前教育，不得从事宗教、军事、警察、政治和党校等特

殊领域的培训项目。

第五条

市教育行政部门、市人力资源社会保障部门、市工商行政管理局自由贸易试验区分局（以下简称“自贸试验区工商分局”）和中国（上海）自由贸易试验区管理委员会（以下简称“自贸试验区管委会”）按照各自职能行使相关管理职责。

教育行政部门和人力资源社会保障部门分别是文化教育类、职业技能类合作培训机构的行业主管部门，主要履行以下职责：

- （一） 审核合作培训机构申请经营性培训项目的基本条件和准入要求，负责培训项目和培训活动的监管和专项检查；
- （二） 对合作培训机构挪用办学经费和恶意终止办学行为进行查处；
- （三） 协同自贸试验区工商分局对未经登记，擅自从事经营性培训活动进行查处。

自贸试验区工商分局是合作培训机构的登记机关，主要履行以下职责：

- （一） 办理合作培训机构的企业注册登记，并对企业登记事项进行监管；
- （二） 对招生培训广告宣传进行监管；
- （三） 会同教育行政部门或者人力资源社会保障部门对未经登记，擅自从事的经营性培训活动进行查处。

自贸试验区管委会是合作培训机构合同、章程的审查批准机关，负责合作培训机构设立和变更事项的审查批准，并履行审查批准机关的职能。

公安等其他相关职能部门按照各自职责，行使相关管理职能。

第二章 设立

第六条

合作培训机构的中外合作方应当具有从事教育培训投资与管理的经验，并符合下列条件之一：

- （一） 能够提供国际先进的教育培训管理经验、管理模式和服务模式；
- （二） 能够提供具有国际领先水平的培训课程、师资和教学设施、设备。

第七条

设立合作培训机构，除应符合《中华人民共和国中外合作经营企业法》、《中华人民共和国公司法》等相关规定外，还应当符合以下要求：

- (一) 有熟悉教学业务和办学管理的公司法定代表人,公司法定代表人应当是公司的专职负责人,依照公司章程规定,负责合作培训机构的培训经营活动,并依法登记;
- (二) 有与培训类别、层次与规模相适应的专兼职教师和管理人员;
- (三) 有相应的办学资金和保证日常教学正常开展的经费来源,办学资金不少于人民币 100 万元;
- (四) 有与培训项目相适应的公司住所(即教学场所,下同)和教学设备;
- (五) 有办学和教学的管理制度。

第八条 设立合作培训机构,分为筹建和正式开业两个步骤。其他企业变更为合作培训机构及合作培训机构设立分公司,无须筹建。

第九条 合作培训机构的名称,应当符合《企业名称登记管理规定》和有关法律法规的规定,行业表述中应当含有“培训”字样,不得出现“学校”、“学院”、“大学”等字样。

第十条 申请设立合作培训机构的,应当向自贸试验区工商分局申请办理名称预先核准手续后,登陆自贸试验区网站“投资办事直通车”,按照教育行政管理部门或者人力资源社会保障部门要求准备相关申请材料,并向自贸试验区工商分局“一口受理”窗口递交材料,提出设立申请。自贸试验区工商分局即时将材料转送自贸试验区管委会。

第十一条 自贸试验区管委会在收到上述材料之日起在 10 个工作日内征询教育行政管理部门或者人力资源社会保障部门的意见并将征询结果告知投资者,同时在自贸试验区网站公示征询结果。

第十二条 申请人根据同意筹建的意见,按照自贸试验区外资企业设立“一口受理”流程办理相关手续,材料齐全正确的,在 10 个工作日内至“一口受理”窗口领取相关证照。

第十三条 合作培训机构取得批准证书、企业营业执照等相关证照后,应当按照核定的经营范围,开展培训项目的筹建活动,筹建期间不得招生。

合作培训机构经批准筹建的,应当自批准筹建之日起 6 个月内,向自贸试验区工商分局提出变更经营范围暨正式开业申请,并提供相应的办学资金验资报告等相关材料。

第十四条 合作培训机构在自贸试验区内设立分公司的,应当参照本暂行办法第七条的规定,依法向自贸试验区工商分局提出申请。自贸试验区工商分局在获得自贸试验区管委会征询教育行政管理部门或者人力资源社会保障部门的意见后,作出是否准予登记的决定。

第三章变更与终止

第十五条 合作培训机构申请变更住所、法定代表人、中外合作方、注册资本、经营范围（包括申请正式开业或者新增/变更培训项目）的，自贸试验区管委会应当征求教育行政部门或人力资源社会保障部门意见后，作出是否批准的决定，自贸试验区工商分局依法作出是否准予变更登记决定。

第十六条 合作培训机构分公司变更营业场所、负责人、经营范围（新增/变更培训项目）的，应当向自贸试验区工商分局提出申请。在获得经自贸试验区管委会征询的市教育行政部门或者市人力资源社会保障部门意见后，作出是否准予变更登记的决定。

第十七条 合作培训机构有下列情形之一的，应当依法办理终止办学手续：

- （一） 根据公司章程的规定要求终止的；
- （二） 董事会或联合管理委员会决议要求终止的；
- （三） 因资不抵债无法继续办学的；
- （四） 公司被依法宣告破产，或被依法予以解散，或被依法吊销营业执照、责令关闭或者被撤销的；
- （五） 法律、法规规定的其他情形。

第十八条 合作培训机构终止办学的，应当向自贸试验区工商分局提出变更或注销登记申请。

自贸试验区工商分局办理注销登记时，应当获得经自贸试验区管委会征询的市教育行政部门或者市人力资源社会保障部门意见，并收取自贸试验区管委会出具的缴销批准证书的回执。其中，因提前终止合作申请注销的，还应当收取自贸试验区管委会的批准文件。

第四章 管理

第十九条 合作培训机构应当根据《上海市终身教育促进条例》及有关规定，开设学杂费专用存款账户，建立学杂费专用存款账户管理制度。

申请变更为合作培训机构的公司在申请变更时，应当开设本单位学杂费专用存款账户。

第二十条 合作培训机构收取学杂费，应当开具由市地税局监制的本单位收费票据。学杂费应当及时全额缴存本单位学杂费专用存款账户，保障学杂费主要用于教育教学活动，维护受教育者和教师的合法权益。

第二十一条 合作培训机构面向社会开展招生培训活动时,应当与培训对象或其法定监护人签订规范的《培训服务合同(或协议)》(以下简称《培训合同》),明确双方的权利和义务。

第二十二条 合作培训机构应当在自贸试验区工商分局核准登记的住所(即教学场所)内,开展培训活动。

合作培训机构的住所应当与其培训规模和项目要求相一致,并符合教学场所安全和消防安全的相关规定。

第二十三条 合作培训机构应当依法与专职教师和专职管理人员签订《劳动用工合同》,保障教职员工合法权益。

合作培训机构聘用外籍教师或外籍管理人员,应当按照国家和本市的相关规定办理。

第二十四条 合作机构应当按照国家和本市有关规定,颁发培训证书或结业证书。

第二十五条 市教育行政管理、市人力资源社会保障、市商务和市工商行政管理等相关部门应当建立对合作培训机构的联合监管和沟通协调机制。

第二十六条 对在自贸试验区内违反有关法律、法规、规章及本暂行办法从事经营性培训活动的,依法予以查处。

第五章附则

第二十七条 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区的企业或者其他经济组织与内地企业或者其他经济组织在自贸试验区内设立合作培训机构的,参照本暂行办法执行。

第二十八条 本暂行办法自印发之日起实施。

上海市教育委员会

上海市商务委员会

上海市人力资源和社会保障局

上海市工商行政管理局

2013年10月30日